

【第7次エネルギー基本計画案に対する緊急声明】

陸上風力発電推進のために、保安林解除手を迅速化するのはやめてください

～水源の森と国土を破壊し、国益に反する再エネ乱開発に終止符を～



令和7年2月

全国再エネ問題連絡会

共同代表 安藤 哲夫

同 小山 正人

同 須藤 啓二

同 佐々木 浄栄

同 室谷 悠子

(連絡先) 事務局 ((一財) 日本熊森協会内)

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4

TEL: 0798-22-4190 / FAX: 0798-22-4196

(一社) 日本国土・環境保全協会

代表理事 鈴木 猛康

全国再エネ問題連絡会は、メガソーラーや大規模風車などの森林伐採や自然破壊を伴う再生可能エネルギー問題に取り組む北海道から九州まで60地域を超える住民団体及び個人が参加しています。

私たちは、メガソーラーや大規模風力発電開発が、水源の森を破壊し、日本人が大切に守ってきた豊かな国土を喪失させる乱開発をしていることに警鐘を鳴らし、省庁や国会議員に訴えてきました。

2040年までに再エネ比率を4割から5割にまで高めるという第7次エネルギー基本計画案が公表されましたが、同書31頁の15行目に、陸上風力発電について「保安林の解除に係る事務を迅速に実施する」とあることに、私たちは強い危機感を感じています。

日本風力発電協会の、「風力発電事業について、森林法の「公益上の理由」による保安林解除を認めるよう見直すべきである」という提言に基づくのではないかと考えています。

保安林は日本の森林の5割をしめており、水源保全、土砂災害防止、生物多様性保全、気候変動の緩和など、国民の安心・安全な生活や豊かな社会の発展のために必要不可欠な役割を果たしています。国有林も9割が保安林です。保安林の指定解除は、1. 指定理由の消滅による解除 (①受益の対象が消滅した保安林、②自然現象等により破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難な保安林、③森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがない保安林)、2. 公益上の理由による解除 のいずれかの場合にのみ適用されることが明記されています。

保安林を解除し、尾根を削り、切土・盛土により大規模な道路をつくり巨大な風力発電施設を建設することは、水源を喪失させ、流域全体の環境に重大な影響を及ぼす国土破壊に他なりません。このような事業の実施は、決して「公益上の理由」とはなりません。

全国各地で、国有林を含む保安林での大規模風力発電建設計画が乱立していますが、地域住民や首長が反対を表明することによって、中止になったり、計画通りに進まない事業が多数あります。これは、水源の森を、豊かな国土を守ってほしいという、国民の切実な思いの表出の結果です。

保安林解除が容易になれば、住民の懸念により止まっている開発も進んでいくことになります。

再生可能エネルギーを、森林を破壊して行うことは、地球温暖化防止にならないことは当然ですが、水源の森を破壊する国に将来はありません。

エネルギー基本計画案から、「保安林解除の迅速化」を削除してください。